第一条中第九十三号を第百十号とし、第八十六号から第九十二号までを十七号ずつ繰り下げ、第八十五号を第九十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

百　一―（ベンゾフラン―二―イル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

百一　一―（ベンゾフラン―五―イル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

百二　［一―（一―メチルアゼパン―三―イル）―一Ｈ―インドール―三―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第八十四号を第九十八号とし、第八十三号を第九十七号とし、第八十二号を第九十六号とし、第八十一号を第九十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十五　［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―ベンゾ［ｄ］イミダゾール―二―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第八十号を第九十三号とし、第七十九号を第九十二号とし、第七十八号を第八十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十　［一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インドール―三―イル］（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロピル）メタノン及びその塩類

九十一　［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インダゾール―三―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第七十七号を第八十八号とし、第七十一号から第七十六号までを十一号ずつ繰り下げ、第七十号を第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一　一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ヘキサン―一―オン及びその塩類

第一条中第六十九号を第七十九号とし、第六十五号から第六十八号までを十号ずつ繰り下げ、第六十四号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四　Ｎ―（ナフタレン―一―イル）―一―ペンチル―Ｎ―（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―カルボニル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第六十三号を第七十二号とし、第六十二号を第七十一号とし、第六十一号を第七十号とし、第六十号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九　ナフタレン―一―イル（一―ペンチル―一Ｈ―インダゾール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第五十九号を第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十六　ナフタレン―一―イル＝一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類

六十七　ナフタレン―一―イル＝一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第五十八号を第六十四号とし、第五十二号から第五十七号までを六号ずつ繰り下げ、第五十一号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七　一―（三・四―ジメトキシフェニル）―二―（エチルアミノ）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十号を第五十五号とし、第四十七号から第四十九号までを五号ずつ繰り下げ、第四十六号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一　一―（一・二―ジフェニルエチル）ピペリジン及びその塩類

第一条中第四十五号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九　四―（三・四―ジクロロフェニル）―七―メトキシ―二―メチル―一・二・三・四―テトラヒドロイソキノリン及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十七号とし、第三十七号から第四十三号までを三号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九　一―（四―クロロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十七号とし、第三十四号を第三十六号とし、第三十三号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四　キノリン―八―イル＝一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　Ｎ―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表インダン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一―（四―クロロフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物	一　元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 二　学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

第二条第五号の表一―（二・三―ジクロロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一―（一・二―ジフェニルエチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

告　示

○金融庁
財務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十五日

金融庁長官　細溝　清史
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎

「カス　バンク　エヌヴィー　オランダ王国　アムステルダム市　スプイストラット　百七十二」を「カス　バンク　エヌヴィー　オランダ王国　アムステルダム市　ニーウェゼイス　フォグワル　二百二十五」に改める。